平成２１年（フ）第７７４号
愛知県安城市大東町２番１号　ゼルクシティ安城ＳＣ―314
債務者　多和カンナ
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月21日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第７７５号
愛知県碧南市城山町３丁目80番地　スカイコーポ城山３Ｆ―Ａ号
債務者　黒野紀代香
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月21日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第７３号
岩手県下閉伊郡川井村大字小国第12地割12番地６
債務者　眞田富美枝
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第１１３号
栃木県足利市五十部町449番地１　第５陽光台302
債務者　小幡　明好
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１８５号
栃木県足利市山下町1219番地ナーシングホームたいようやました、住民票上の住所栃木県足利市島田町721番地３
債務者　中村八重子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第６３３号
埼玉県所沢市大字山口1368番地の９
債務者　太田　晴康
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午前10時40分
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２８５５号
横浜市磯子区栗木３丁目２番25―401号
債務者　新井　紀子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８６２号
神奈川県大和市中央林間３丁目18番６号　コーポホソヤ202
債務者　外間ロランドこと　ホカマ　シマブクロ　ロランド
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８７８号
神奈川県藤沢市菖蒲沢112番地の17
債務者　上杉美奈子（旧姓根本）
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９０４号
神奈川県藤沢市本鵠沼１丁目３番21号　ルミエール湘南102号
債務者　戸嶋　亜行
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９２４号
横浜市保土ケ谷区保土ケ谷町１丁目44番地　籾山荘201号
債務者　山元正美こと　李　　正淑(旧姓星本)
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９７０号
横浜市神奈川区神大寺２丁目９番15―407号
債務者　小島　昭郎
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９８０号
横浜市栄区飯島町1479番地
債務者　田巻　郁夫
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７６号
岩手県九戸郡軽米町大字円子第２地割４番地１
債務者　矢野　正彦
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２１年（フ）第７８号
岩手県九戸郡洋野町種市第20地割１番地１
債務者　角嶋　善也
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部